附　則

（施行期日）

1　この省令は、電気事業法施行令及び電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令の一部を改正する政令の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の電気事業法施行規則第十七条の二第一項の規定により最初に算定する収入の見通しは、同項の規定にかかわらず、令和五年四月一日を始期とする五年間とする。